※液化石油ガス保安規則用

別記１（販売に係る基準）

（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

**高圧ガス保安法第20条の６第１項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項**

**【液化石油ガス保安規則第41条の基準に対応する事項】**

□　液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳（別紙）を備えます。（１号）

□　充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもつて行います。（２号）

□　充填容器等の引渡しは、法第48条第１項第５号の期間を６月以上経過していないもので行い、かつ、その旨を明示して行います。（３号）

□　液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、当該販売に係る液化石油ガスの消費設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後に行います。（４号）

イ　充填容器等（内容積が20リットル以上のもの。）には、当該容器を置く位置から２メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。

ロ　充填容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。

ハ　充填容器等は、常に温度40度以下に保つこと。

ニ　充填容器等（内容積が５リットル以下のもの。）には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講ずること。

ホ　充填容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が省令に規定された基準に適合する調整器を設けること。

ヘ　配管には、充填容器等と調整器との間の部分にあっては、省令に規定された基準に適合する管を使用すること。

ト　硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いることにより確実に行うこと。

□　液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に当該ガスを販売するので、配管の気密試験のための器具又は設備を備えます。（５号）